

みんなで約束しよう



国連子どもの権利条約

子ども向け日本語版



Ministry of Health
and Welfare



National Center
for the Rights of the Child

国連子どもの権利条約

国連子どもの権利条約は子どもの健やかで安全な成長のために、私たちがみんなで守らなければならない約束です。

1989年11月20日、国連総会において採択され、大韓民国は1991年、いっしょに守っていくことを約束しました。

「国連子どもの権利条約」の基本的な考え方は、4つの原則で表されます。

差別の禁止

すべての子どもは平等な権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに影響するすべてのことは、子どもの利益を第一に考えて決めなければなりません。

生存と発達に対する権利

子どもが安全な生活を送り、健康に育つために必要な保護と支援が保障されます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に影響する事柄について意見を表すことができ、尊重されることが保障されます。

国連子どもの権利条約

子ども向け日本語版

世界の多くの国・地域が「国連子どもの権利条約」という重要な条約を結んで、子どもの権利を守ると約束しました。

子どもの権利条約では
「子どもとは、だれのことなのか？」
「子どもには、どんな権利があるのか？」
「国の責任は何なのか？」などの
質問に答えています。

子どものすべての権利は互いに関係性をもっており、同じく重要で、子どもから絶対に奪い取ることはできません。



1.
子どもとは、18歳未満の人です。

2.
すべての子どもは、だれでも、
どこに住んでいても、
どんな言葉を使っていても、
どんな宗教を信じていても、
どんな考え方を持っていても、
どんな顔でも、
男でも女でも、障がいがあってもなくても、
お金があってもなくても、
そして親や家族が
どんな人でも、親や家族が
何を信じていてどんな仕事をしていても、
すべての権利をもっています。
どんな理由でも子どもを差別しては
いけません。



3.
大人は何かを決めるとき、それが子どもに与える影響を
考えてから決めなければなりません。
また、子どもにもっともよいことになるよう
行動しなければなりません。
国は、親や必要な場合はほかの人が
子どもを守り、世話をするようにしなければなりません。
また、子どもの世話をする責任をもっている人や機関が
きちんと仕事をしているかどうか確認しなければなりません。

4.
国は「子どもの権利条約」に書かれた子どもの
権利を守るために必要なすべてのことをしな
ければなりません。

5.
国は子どもが発達に応じて、もっともよい
方法で権利を実現する方法を
家族や社会から学べるように
しなければなりません。

6.
子どもは
生きる権利をもっています。
国はもっともよい方法で
子どもが育ち、生きていけるように
しなければなりません。

7.

子どもは生まれたら必ず登録され、
国が公的に確認できる
名前をもたなければなりません。
また、必ず国籍をもたなければ
なりません。
子どもはできるかぎり親を知り、
親に育ててもらわなければなりません。

8.

子どもはアイデンティティーの権利をもつ
ています。
アイデンティティーの権利とは、名前・国籍・
家族関係などを含め、
子どもがだれなのかを示す
公的な記録です。
だれも子どものアイデンティティーを
奪い取ることはできず、
そのようなことが起きたら
すばやく国が助けなければなりません。

9.

親が子どもを虐待したり、子育てを
おろそかにする状況ないかぎり、子どもは
親といっしょに生活しなければなり
ません。
また、親といっしょに住んでいない子どもでも
子どもを苦しめないかぎり、親と
連絡し合いながら生活し
なければなりません。

**10.**

子どもと親が別々の国に住んでいる場合、
国は子どもと親が連絡し合い、
ともに生きていけるように
しなければなりません。

11.

国は、法律を反して子どもがほかの国へ
連れざられることが絶対ないようにしな
ければなりません。
例えば、だれかが子どもをらちしたり、
親の一人がもう一人の同意を得ないまま
子どもをほかの国へ連れていくことは
法律を守らないことになります。

12.

子どもは、自分と関係のある問題について
自由に自分の意見を表す権利をもっています。
そして大人は、子どもの意見に耳をかたむけ、
しんけんに受け止めなければなりません。



- 13.**
子どもは学び、考え、感じたことを言葉や絵、文章など
ほかの人に迷惑をかけない色々な方法で自由に伝える権利をもっています。
- 14.**
子どもは、自分で考え、意見を言い、宗教を選ぶ権利をもっています。しかし、ほかの人が
権利を実現することをじやましてはいけません。親は子どもがこのような権利を正しく
使えるように教え、育てなければなりません。
- 15.**
人の迷惑にならないかぎり、子どもは集まりや団体に入ったり、作ることができ、
ほかの人と合うことができます。
- 16.**
すべての子どもは私生活を保護される権利をもっています。
法律は子どもの私生活や家族、家庭、通信情報、名誉を守らなければなりません。

**17.**

子どもは、インターネットやラジオ、テレビ、新聞、本などから情報を手に入れる権利をもっています。大人はよくない情報が子どもの手に入らないように確認しなければなりません。国はマスメディアの色々な情報がすべての子どもに理解できることばで伝えられるようにすすめなければなりません。

18.

子どもを育てる責任は、まずその親にあります。子どもに親がない場合は、ほかの大人が「保護者」となって子どもの責任をとります。親や保護者は子どもにとって何がもっともよいかを常に考えなければなりません。また、国は親や保護者を助けなければなりません。両親がいる場合は、両親のどちらにも子どもを育てる責任があります。

**19.**

国は保護者の暴力や虐待、放置から子どもを守らなければなりません。

20.

家族に守ってもらえない子どもは、子どもの宗教や文化、言語、暮らしの全体的なことについて尊重する人に守られる権利をもっています。

**22.**

生まれた国が安全ではなく、
ほかの国へ移動することとなった難民の
子どもは、
移動先の国で援助を受け、守られなければな
りません。
また、その国で生まれた子どもと
同じ権利をもちます。

23.

障がいのある子どもも社会で
もっともよい人生が送れるようにしなけ
ればなりません。
国は障がいのある子どもが積極的に
社会参加し、一人でも生活できるよう、
じやまとなるすべての要素をなくさなけ
ればなりません。

24.

子どもはもっともよい医療サービスを受け、
きれいな水を飲み、健康によいものを食べ、
きれいで安全な環境で生きる権利を
もっています。すべての大人と子どもは安全で
健康に生きるために情報を手に入れることができます。

25.

子どもがケア・保護・健康のために
家ではないほかの場所で生活している場合には、
国はその場所が子どもにとってもっともよいか、
その子どもが元気に暮らしているか定期的に
確認しなければなりません。

26.

国は貧しい家庭の
子どもにお金やほかの形で
支援を提供しなければなりません。

27.

子どもはすこやかに成長できるように
食べ物を食べて、服を着て、安全なところで
暮らす権利をもっています。
国は生活の苦しい家族と
子どもを助けなければなりません。

28.

すべての子どもは教育を受ける
権利をもっています。
初等教育は無償で提供されなければならず、
すべての子どもは、希望する場合、中等教育や
高等教育を受けることができます。また、
子どもはできるかぎり、より高い水準の教育を
受けるように励まされなければなりません。
学校では子どもを指導するとき、子どもの
権利を尊重し、暴力を使ってはいけません。

29.

教育で子どもの性格や才能、
能力がじゅうぶんに
成長できるようにしなければなり
ません。
また、子どもが自ら権利を理解し、
ほかの人の権利や文化、違いを
尊重するように
教育しなければなりません。
教育は子どもが平和に暮らし、
環境を守る上で役に立つものでなければ
なりません。

30.

子どもの言語・文化・宗教を
知らない人が多くても
子どもはそれをもつ
権利をもっています。

**31.**

すべての子どもは気持ちよく休んで、
楽しく遊んで、文化活動や
創作活動に参加する
権利をもっています。

32.

子どもは教育・健康・発達に危険なことや
悪いことから守られる権利をもっています。
子どもがはたらく場合は、
安全にはたらき、公平に報酬を
もらう権利をもっています。

33.

国は子どもが悪い薬を飲んだり、
作ったり、受け渡したり、
売ったりしないように
必ず子どもを守らなければなりません。

34.

国はお金稼ぎのために子どもに性行為を
むりやり求めたり、子どもの写真や動画を
作る性的搾取(利用)と性的な虐待から
子どもを守らなければなりません。

35.

国は子どもが誘拐されたり、
売り買いされたり、
ほかの国や場所へ
連れ去られて搾取(利用)されないように
必ず子どもを
守らなければなりません。

36.

擇取(利用)の種類は「子どもの権利条約」に詳しく書かれていませんが、子どもはどんな形でも擇取(利用)されないように守られる権利をもっています。

37.

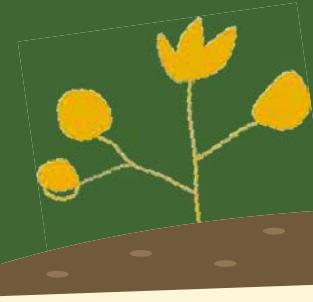
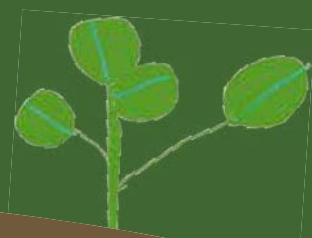
子どもが罪を犯したとされる場合でも、子どもは殺されたり、拷問を受けたり、ひどい扱いをされたりしません。また、死ぬまで刑務所に入れたり、大人と同じ刑務所に入れたりすることは許されません。子どもを刑務所に入れることは最後の選択肢であり、入れることになっても期間は最短にしなければなりません。刑務所にいる子どもは法律によって守られ、家族と連絡をとることができます。

38.

子どもは戦争中でも守られる権利をもっています。15歳未満の子どもを軍隊や戦争に参加させることはできません。

39.

子どもがけがをしたり、一人ぼっちになったり、悪い扱いをされたり、戦争で被害にあった場合は、健康と尊厳を取り戻すことができるよう助けられる権利をもっています。

**40.**

罪を犯したとされた子どもでも、法律で助けられ、公正に扱われる権利をもっています。子どもが社会のりっぱな市民として育つように助けられる色々な方法を工夫しなければならず、子どもを刑務所に入れることは最後の選択肢でなければなりません。

41.

わが国の法律が「子どもの権利条約」よりも子どもをよく守れる場合は、わが国の法律を優先しなければなりません。

**42.**

国は子どもと大人に子どもの権利を知ってもらうために「子どもの権利条約」の内容を積極的に伝えなければなりません。

43.

第43条～第54条は、すべての子どもが自分の権利を実現できるように国と国連(国連子ども権利委員会と国連子ども基金をふくむ)、ほかの機関がどのように取り組まなければならないかを説明しています。

国連子ども権利委員会はこの文書を支持します。

児童権利保障院では、2023世界子どもの日に当たり、大韓民国に住んでいる多文化家庭に対して「国連子どもの権利条約」の履行支援義務を果たすべく、児童権利保障院で再構成した子供向けの「国連子どもの権利条約」の韓国語版を日本語に翻訳して発行しました。

国連子ども権利委員会では、子供向けの「国連子どもの権利条約」を発行するに際し、世界中の国・地域において多様な言語に翻訳し活用することを勧告しました。



国連子どもの権利条約 子ども向け日本語版

発行日：2023年11月

発行元：児童権利保障院

発行者：チョン・イクジュン

住所：ソウル特別市鍾路区サムボン路71 Gタワー6・7階

代表電話：02-6454-8500

ホームページ：www.ncrc.or.kr

絵：イ・ミョンファン

※ 事前承諾を得ず、この内容を無断で転載・複製することを禁じます。



みんなで約束しよう



国連子どもの権利条約
子ども向け韓国語版



国連子どもの権利条約
子ども向け日本語版